

… 廃止部分

… 知事部局と重複する手当

(5) 病院局 (5 手当 → 4 手当)

現行手当名	主な支給対象職員	主な支給対象業務	現行単価	H16 支給額	見直し概要	改正後手当名	単価	
放射線取扱手当	診療放射線技師	エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業	日 230 円	3,426 千円	縮小 1ヶ月間の実効線量が 100 マイクロシーベルト以上の外部放射線を被曝する放射線業務に限定	放射線取扱手当	I (月額)	
(調整額：結核菌その他病原体を直接取り扱う衛生技師、診療放射線技師、医療助手)					拡大	中央検査室、中央放射線室	結核等業務・感染性検査手当	I (日・月)
結核病棟等業務手当	看護師及び准看護師	病院の結核病棟又は感染症病棟における業務	日 290 円	1,046 千円	支給単価見直し			
救急自動車運転等業務手当	運転士及び自動車整備士	緊急用務のための救急自動車の運転業務 ・感染症の患者等を自動車で移送する業務	日 290 円	11 千円	縮小 感染症患者等移送に限定			
医療業務手当	医師及び歯科医師	患者に接して行う医療業務	月 30,000 円 ~ 75,000 円	49,633 千円	減額	医療業務手当	月 20,000 円 ~ 49,000 円	
夜間看護手当	病院の病棟に勤務する助産師、看護師及び准看護師 病院に勤務する医師、助産師、看護師及び准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間）において行われる看護等の業務 正規の勤務時間以外の時間において、特別な事情の下で行う救急医療等の業務	1 回 2,000 円 ~ 3,300 円 1 回 1,240 円	90,920 千円	(改正なし)	夜間看護手当		